

第5 ごみ減量・リサイクルの推進

第5 ごみ減量・リサイクルの推進

1 京都市循環型社会推進基本計画 ～京(みやこ)のごみ戦略21～

平成11年6月、「新京都市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 ～京(みやこ)・めぐるプラン」を策定したが、それ以降、循環型社会形成推進のための法体系の充実、強化など、廃棄物をめぐる社会的状況の変化により、同計画を抜本的に見直し、新たな計画を策定する必要性が生じた。このため、平成15年9月の京都市廃棄物減量等推進審議会(以下、審議会と言う。)答申を踏まえ、同年12月、「京都市循環型社会推進基本計画 ～京(みやこ)のごみ戦略21～」を策定した。

「京のごみ戦略 21」では、市民・事業者の主体的な参加・協働によるごみの減量・リサイクルが進み、環境負荷の低減と資源消費の抑制が図られるとともに、健全な経済・消費活動が進展した活力ある循環型社会を目指すこととしている。

(1) 特徴

ア 基本的な考え方の転換

前計画「京(みやこ)・めぐるプラン」ではリサイクルに主眼が置かれていたが、社会状況の変化を踏まえ、「京のごみ戦略 21」では発生抑制・再使用による上流対策によるごみ減量をより重視している。

イ きめ細かな数値目標の設定

平成27年度を目標として次のようにきめ細かな数値目標を設定し、取組の効果の把握を確実にしていくこととしている。

a 物質循環フローに関する目標

資源生産性(天然資源等投入量1t当たりの市内総生産額)について、政令指定都市で初めて数値目標を設定している。

(平成12年度:40万円/t ⇒ 平成27年度目標:60万円/t)

b ごみ量に関する目標

基準年度を平成13年度とし、ごみの総排出量削減率など4項目の数値目標を設定している。

	(中間目標)平成22年度	(目標)平成27年度
ごみの総排出量削減率	5.5%削減	6.4%削減
再生利用率(基準年度:11%)	25%	27%
処理処分量削減率	22%削減	25%削減
最終処分量削減率	67%削減	69%削減

c 市民・事業者・行政それぞれの取組に関する目標

食べ残し・調理くずの削減など全23項目の数値目標を設定している。

<食べ残し・調理くずの削減(排出量削減率)>

家庭系……平成13年度:97千t ⇒ 平成27年度:83千t (15%削減)

事業系……平成13年度:56千t ⇒ 平成27年度:25千t (55%削減)

<廃食用油の回収促進(回収拠点数)>

平成13年度:693拠点 ⇒ 平成27年度:2,000拠点以上※ など

※ 現在は、平成23年度に2,300拠点を目標としている。

ウ 進ちよく管理の徹底

進ちよくのチェック体制の確立と定期的な状況把握、進ちよく状況の市民への積極的な公表などにより、計画の進ちよく管理を徹底することとしている。

(2) 具体的施策

具体的施策の考え方としては、「そもそもごみとなるようなものの利用を抑制し、なお排出されるものについてはできるだけ再生利用、それでも残るものについては適正に処理する」ということを基本に、「施策の三本柱」として以下のものを掲げ、それぞれについて進めるべき施策を具体的に打ち出している。

ア ごみの発生抑制や再使用に努める上流対策の強化

- ・市民・事業者・行政のパートナーシップに基づく取組の更なる強化
レジ袋削減、簡易包装の推進といった「京都市ごみ減量推進会議」の取組の促進など
- ・「2R型エコタウン」（発生抑制・再使用を重視したエコタウン）の構築
ばら売り・量り売りシステムの推進、リターナブル容器システムの整備など
- ・ごみ減量・リサイクル情報の積極的な提供
環境教育の充実、総合環境情報誌「京のごみ減量事典」の作成など

イ 集団回収や拠点回収などを活かした分別品目とリサイクル機会の拡大

- ・市民のリサイクル機会の拡大
行政収集だけでなく、新たな集団回収（コミュニティ回収制度）やリターナブルびんの拠点回収制度の創設など
- ・行政としての一層の分別品目の拡大
プラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大、有害物・危険物の適正な回収ルート
の整備や分別・リサイクルの検討など
- ・透明指定袋制の導入による適正排出・分別排出の促進
分別マナー向上と意識の高揚

ウ 環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築などによる適正処理対策の推進

- ・安全・安心な適正処理施設及び再資源化施設の効果的・効率的な整備
「京のごみ戦略21」が重視する上流対策の推進のためには、ごみを出す、あるいはものをつくる主体である市民・事業者による自主的な取組が不可欠である。
本市としては、計画の普及啓発に努めるとともに、以上の施策の具体化を通して、市民・事業者にごみ減量の取組を進めていただくための土台づくりを着実にやっていく。

2 新京都市循環型社会推進基本計画（仮称）

平成 15 年 12 月に策定された「京都市循環型社会推進基本計画 ～京（みやこ）のごみ戦略 21～」からおよそ 5 年が経ち、ごみの総排出量が目標を大きく上回って減少するなど、ごみ減量が着実に進んでいる。

今後、更なるごみ減量を図るためには、市民・事業者・行政が連携し、生活様式・事業活動の転換を図る上流対策の新たな仕組みづくりが必要となる。

また、世界的な資源の制約や急速に進む地球温暖化に対処するため、バイオマス系循環資源の有効活用や低炭素化に向けた取組の強化は差し迫った重要な課題である。

このような現状に照らし合わせて、今後の本市における廃棄物行政の指針として策定する新京都市循環型社会推進基本計画（仮称）（以下「新基本計画」と言う。）の方向性及び新たな施策についての諮問が、平成 20 年 7 月に市長から審議会に対して行われ、「新京都市循環型社会推進基本計画策定に係る専門部会」（以下、専門部会と言う。）を設置し、審議を行っているところである。

今後、審議会において「新基本計画策定に向けた提言について」の答申をとりまとめ、その内容を踏まえた新基本計画（案）を作成し、パブリックコメントを実施のうえ、平成 21 年度中に新基本計画を策定する予定である。

< 審議会及び専門部会での検討実施状況 >（平成 21 年 10 月 1 日現在）

平成 20 年度 審議会 1 回，専門部会 5 回

平成 21 年度 審議会 1 回，専門部会 3 回

3 家庭ごみ収集における有料指定袋制

(1) 有料指定袋制導入の経過

平成16年5月に、「指定袋導入の具体的あり方」について審議会に諮問を行い、複数の導入方式の効果等の比較、国や他の自治体等の社会的動向・市民意見など多角的な面から検討が加えられた結果、平成17年8月、「従量制有料指定袋制」を導入すべきとの答申を受けた。その後、この答申を尊重し、「循環型社会」、「低炭素社会」の実現に向けて、現在のライフスタイルを見直す契機とするとともに、ごみ減量・リサイクルの促進に資することを目的として、平成18年10月から、ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施している。

(2) 有料指定袋の容量及び価格

価格設定については、審議会の答申及び市民意見を踏まえ、家庭ごみ用指定袋については1リットル1円を基本として、資源ごみ用指定袋はその半額としている。市民の要望に応え、平成19年に家庭ごみ用20リットル袋を、平成20年に資源ごみ用10リットル袋を新たに追加している。

種 類	色	容 量	価 格
家庭ごみ	黄色半透明	45 <small>リットル</small>	45 円／袋
		30 <small>リットル</small>	30 円／袋
		20 <small>リットル</small>	20 円／袋
		10 <small>リットル</small>	10 円／袋
		5 <small>リットル</small>	5 円／袋
資源ごみ (缶・びん・ペットボトル) (プラスチック製容器包 装)	無色透明	45 <small>リットル</small>	22 円／袋
		30 <small>リットル</small>	15 円／袋
		20 <small>リットル</small>	10 円／袋
		10 <small>リットル</small>	5 円／袋

(3) 有料指定袋制の実施に伴う財源の活用事業

制度実施による手数料収入の用途については、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築に向け、市民の身近なごみ減量・リサイクルへの取組支援、まちの美化活動の支援、将来のごみ減量・リサイクルに資する施策などに活用している。

ア 予算総括表（平成21年度予算）（単位：千円）

項 目	予算額
(歳入) ごみ処理手数料 (A)	1,965,400
(歳出) 有料指定袋制導入必要経費 (B)	1,049,700
財源活用額 (A - B)	915,700

イ 財源活用事業一覧（平成21年度予算）

（単位：千円）

事業名	財源活用額
バイオマス利活用の推進 （生ごみ等の分別収集による新たなエネルギー生成モデル実験）	33,300
環境体験学習プログラム事業	6,100
「京（みやこ）のごみ減量事典」（追記版）の作成・配布	9,805
ごみ減量推進会議の活動支援	39,200
京（みやこ）の環境みらい創生事業	33,000
各区環境パートナーシップ事業	11,100
不用品リサイクル情報案内システム「いつでもフリーマ！！」の運用	3,700
リユースびん（リターナブルびん）の拠点回収	24,400
使用済みてんぷら油回収事業	35,700
コミュニティ回収	46,000
蛍光管の拠点回収	7,700
電動式生ごみ処理機等の購入助成	18,600
缶、びん、ペットボトルのリサイクルの推進	76,600
プラスチック製容器包装のリサイクルの推進	304,700
ごみ減量普及啓発	17,695
3R共汗サポーター制度（仮称）の創設	3,300
まちの美化活動支援の拡充	14,800
不法投棄ごみ対策	14,000
「DO YOU KYOTO?」プロジェクト147万人推進事業	5,300
こどもエコライフチャレンジ推進事業	7,000
太陽光発電システム普及促進事業	16,000
○「低炭素社会」「循環型社会」の構築に資する他局での活用事業	87,700
学校エコ改修と環境教育事業（教育委員会）	(6,000)
森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～（産業観光局）	(73,700)
右京から考える エコ交通～クルマとバス・地下鉄のかしこい使い方～（右京区）	(1,000)
間伐材を利用した道路附属物の整備（建設局）	(7,000)
○京都市環境共生市民協働事業基金（京都市民環境ファンド）への積立	100,000
合 計	915,700

(4) 製造・販売方法

有料指定袋の安定的供給のため、本市が適正量を管理し、入札により指定袋製造業者を選定のうえ、製造の請負契約を締結している。供給不足による販売店店頭での品切れ、指定袋の強度不足という事態を避けるべく、調達量・品質管理を厳密に行っている。

市民のごみ排出に支障がなく、かつ利便性を低下させないように、指定袋を販売する市内約2,000店舗の「指定袋取扱店」と手数料徴収事務委託契約を締結している。家庭ごみ用指定袋は5種類（45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ、5ℓ）、各種10枚1セット、資源ごみ用指定袋は4種類（45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ）、各種5枚1セットで販売している。

(5) 有料指定袋制の実施に伴う福祉対策

日常的に多くの紙おむつを使用する方については、ごみ減量に取り組むことに一定の制約が認められるため、平成 18 年 12 月から、本市の福祉施策として紙おむつの支給を受けている方や新生児の保護者を対象として、一定数の家庭ごみ用指定袋を無償で配布している。また、平成 19 年 4 月から在宅医療で腹膜透析を実施している方を新たに対象に加えている。

対象者	高齢者	障害のある方	新生児	腹膜透析実施者
20 年度配布実績	1,907 名	378 名	7,934 名	117 名
配布枚数 (30 ㍻袋)	年間 60 枚 (最大)		40 枚 (1 回限り)	年間 30 枚 (最大)

4 家庭系ごみ

(1) ごみ減量推進会議の活動

ごみ減量化の取組を効果的かつ全市的に展開していくためには、市民、事業者、行政それぞれが個々に取り組むだけでなく、協力により相乗効果を生むことが必要である。このことから、市民・事業者・行政の三者がパートナーシップのもと、協力・連携しながら、全市的及び地域における自発的なごみ減量・リサイクルを推進していくことを目的に、平成 8 年 11 月、「京都市ごみ減量推進会議」を設立した。市役所前フリーマーケットの開催、買い物袋持参・簡易包装推進キャンペーン、給食用牛乳パックのリサイクル事業、「地域ごみ減量推進会議」の設立、支援を行うほか、市民の循環型社会構築に向けての活動を支援する市民公募型パートナーシップ事業や、事業系ごみの減量及び再資源化を促進するための「秘密書類リサイクル事業」等を実施している。

平成 19 年度からは、上流対策（発生抑制・再使用）を重視した 2R 型エコタウン構築事業として、リユース・リペア情報を紹介する HP の運営、エコ商店街の推進、リユースびんの普及促進等の取組も行っている。

また、ごみ減量の具体的な活動を地域において実践するために設立された「地域ごみ減量推進会議」は、平成 21 年 7 月現在で 119 団体あり、各団体が使用済みてんぷら油の回収事業をはじめ、学習会や研修会、古紙回収事業等を行っている。

(2) 電動式生ごみ処理機等購入助成制度

平成 18 年度から、家庭ごみの約 4 割を占める生ごみの減量化を図るため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器を購入する費用の 2 分の 1 を助成している（上限は、電動式生ごみ処理機：3 万 5 千円、生ごみコンポスト容器：4 千円）。

生ごみ処理機等の使用を契機に、ごみの減量に対する意識を高めることを目的として取組を進めている。平成 20 年度の助成実績は、電動式生ごみ処理機が 604 台、生ごみコンポスト容器が 60 台である。

(3) 生ごみ等の分別収集による新たなエネルギー生成モデル実験

家庭ごみの約 40% を占める生ごみはそのまま焼却するよりも、これを分別してバイオガス化により水素などの新たなエネルギーとして活用していくことが「焼却ごみの減量」と「温室効果ガスの削減」に極めて有効であり、京都市では、これまでからも生ごみ等から水素ガスを生成して、燃料電池で発電する全国初の実証実験に成功するなど、全国をリー

ドする先進的な取組を推進し、着実に成果を上げてきている。

こうした技術的成果の上に立ち、平成 20 年 10 月から、実際に各家庭から出される生ごみを分別収集し、バイオガス化したうえで発電に活用する「生ごみ等の分別収集モデル実験」を約 2,200 世帯、地域における地産地消の資源循環の取組を試みる「コミュニティ型堆肥化モデル実験」を約 200 世帯のモデル地域において開始した。

平成 21 年度は、20 年度の実験結果を踏まえ、「生ごみ+紙類」による「生ごみ等の分別収集モデル実験」及び「コミュニティ型堆肥化モデル実験」を継続し、バイオガスの発生量、生成堆肥の品質を把握するものである。モデル実験については、平成 21 年 9 月末をもって終了したが、今後は 1 年間の実験結果を詳細に分析し、生ごみ等利活用の今後のあり方については、平成 21 年度策定予定の新基本計画に反映していく。

【実験概要】

<生ごみ等の分別収集モデル実験>

- ・分別対象種別：①食べ残しや調理くずなどの「生ごみ」
②上記①に加え、使用済みのティッシュペーパーやキッチンペーパー、紙おむつ等のリサイクルしにくい汚れた紙類も対象
- ・収集処理方法：モデル実験用生ごみ専用袋で排出し、収集後、実証プラントでバイオガス化する。

<コミュニティ型堆肥化モデル実験>

- ・分別対象種別：生ごみ
- ・収集処理方法：生ごみを分別し、地域に設置する堆肥化装置により堆肥化し、その地域の農地等で活用する地産地消の資源循環の促進を図る。

(4) 学校給食等の生ごみを活用したエネルギー回収及び高効率化実証研究

生ごみを発酵させ、バイオガスを取り出し、ガスエンジンで発電することによってエネルギー回収する取組を平成 11 年度から実施している。平成 18 年度からは市庁舎及び消防庁舎において、焼却や埋立処理するごみを限りなくゼロに近づけることを目指した「市庁舎ゼロ・エミッション実践活動」や学校給食から発生する生ごみ等を活用して、発生したバイオガスを改質して水素を取り出し燃料電池で発電することに成功するなど、より効果的かつ安定的なエネルギー回収を図る高効率バイオガス生成実験に取り組んでいる。

(5) バイオディーゼル燃料化事業（使用済みてんぷら油回収）

家庭等から排出される使用済みてんぷら油をバイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車や市バスの燃料として利用する取組を平成 9 年度から実施している。平成 16 年 6 月からは、日量 5,000 リットルの精製能力を有する廃食用油燃料化施設が稼働しており、年間約 150 万リットルのバイオディーゼル燃料を精製し、これをごみ収集車約 170 台、市バス約 95 台の燃料として活用しており、年間 4,000 t の CO2 削減に寄与している。

家庭からの使用済みてんぷら油の回収を平成 9 年 8 月から開始し、回収を実施している団体や個人に対して回収専用のポリタンクやのぼりを貸与し支援を行っている。また、平成 19 年度から回収実施団体等へ拠点数に応じた定額制の助成金制度を導入している。

平成 21 年 3 月末現在の回収拠点は、市内 1,352 拠点（205 学区）、回収量は約 18 万リットル（平成 20 年度実績）である。

(6) 京都バイオサイクルプロジェクト

バイオマスの総合的な利活用を図る実証事業として、「京都バイオサイクルプロジェクト」（環境省受託事業，平成 19～21 年度）を進めている。

本市のバイオディーゼル燃料化事業を核として，製造に必要なメタノールを廃木材や間伐材等の木質バイオマスから合成する技術，生ごみや紙に加えて，廃食用油燃料化施設からの廃グリセリン等からバイオガスを高効率で発生させる技術，燃料電池などのバイオガスの高度利用技術などの開発に取り組んでいる。

なお，平成 20 年 10 月からは，市内 11 行政区 2,200 世帯を対象とした生ごみ等の分別収集による新たなバイオマスエネルギー生成モデル実験とも連動して，プロジェクトを実施している。

(7) コミュニティ回収制度

多様なごみ分別，リサイクル機会の拡大を図るため，町内会等の地域団体が，ごみの発生抑制や資源回収の意義をお互いに意識し合い，古紙や缶・びんなどの資源を自主的，継続的に回収してリサイクルできるような新しいかたちの集団回収である「コミュニティ回収制度」を平成 16 年 9 月に創設した。平成 18 年度からは「家庭ごみ収集における有料指定袋制」の導入に伴い，市民サービスの向上を図るとともに，市民のリサイクル活動のより一層の支援を図るため，定額制による助成金制度を導入している。平成 16 年度末に 26 団体であった登録団体数は年々増加を続け，平成 21 年 3 月末現在の登録団体は 1,499 団体である。

(8) 不用品リサイクル情報案内システム「いつでもフリーマ!!」

平成 9 年 4 月から，家具や電化製品など不用になった品物を，電話やファックス等で市民に情報提供する「不用品リサイクル情報案内システム」を運用してきた。

平成 20 年 3 月に，本システムをリニューアルし，「いつでもフリーマ!!」として新たに運用を開始している。「いつでもフリーマ!!」では，不用品の登録や品物の情報収集がインターネットでも可能となるほか，電話で品物名を言うだけで簡単に不用品の登録や譲り主の連絡先の確認ができる「音声自動認識システム」を導入している。

制度開始	平成 9 年 4 月
交換成立件数	132 件（平成 20 年度実績）
アクセス件数	18,189 件（平成 20 年度実績）

(9) めぐるくんの店推奨制度

ごみの減量化及び市民の環境意識の高揚を図るために、簡易包装の推進、牛乳パックやトレーの店頭回収等、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる商店を「めぐるくんの店」として認定し、各種媒体を通じて、制度及び認定店の情報を市民に提供することで、その利用を推奨している。平成19年度からは、リユース推進の取組を項目として追加し、更なる3Rの推進に努めている。

さらに、「めぐるくんの店」の利用を推奨することを通して、ごみの減量化とともに、市民の環境意識の高揚を図っている。

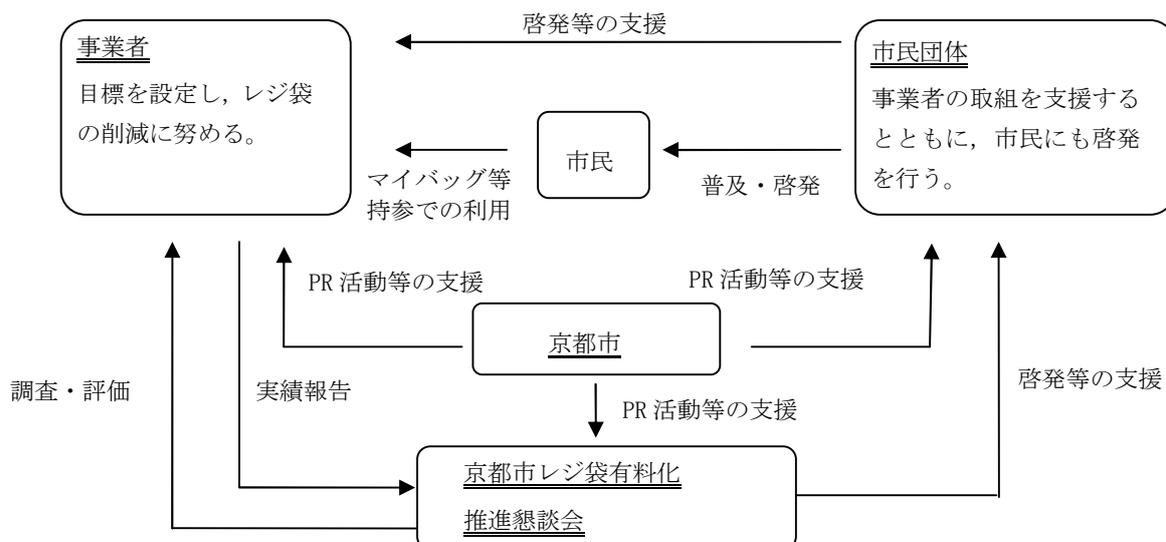
制度開始	平成7年7月
認定実績	累計145件（平成21年10月1日現在）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「めぐるくん」のマークのついたステッカーを店頭等の見やすい場所へ掲示 ・ごみ減量の取組の推進（トレイ回収、マイバッグ持参等） ・パンフレットの配布、ホームページの運営

(10) レジ袋の削減に向けた取組

平成19年1月に、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市との四者で「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定」を締結し、レジ袋の削減を進めている。第1回協定締結から2年余りを経て、協定参加店舗は67店舗と2商店街に広がり、その取組を支援する市民団体の数も13団体となった。協定締結により、京都市内におけるレジ袋削減・マイバッグ持参に関する取組の輪が着実に広がっている。

また、協定参加店舗におけるマイバッグ持参率は、実施前は概ね2割程度だったものが、協定参加事業者の取組と市民団体の支援等により概ね7割以上に向上するなど、レジ袋使用量の削減が進んでいる。

【マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定：活動イメージ図】



(11) 京(みやこ)の環境みらい創生事業

環境分野における優れた技術シーズや斬新なアイデアを全国から公募し、実用化に向けた研究開発等を支援することにより、先進技術・サービス・情報の集積を図るとともに、更なる「低炭素社会」、「循環型社会」の構築に向けた取組を推進している。

【助成内容】

助成事業	5件（平成20年度実績）
対象事業	・新技術，新製品の開発 ・在来技術，在来製品の開発・改良 ・試作品等の商品化等に向けた開発
助成期間	最長3年間
助成額	1件当たり10,000千円以内（全助成期間を通じた総額）
対象者	・市内に事業所（研究機関を含む。）を有する，若しくは市内の事業者等と連携して事業を実施する企業，個人，特定非営利活動法人など ・本市の環境施策への貢献度が高いと判断される取組を実施する企業，個人，特定非営利活動法人など

(12) 各区環境パートナーシップ事業

平成19年度から、市民のごみ減量・リサイクルやまちの美化、低炭素化を目的とした身近な取組を推進するため、これらに寄与する自治組織や市民団体等と区役所が協働して実施する取組に対し、助成を行っている。平成20年度実績は39件である。

(13) 環境施設見学会「ごみ減量ECOバスツアー」

暮らしに非常に身近なごみ問題を見つめ直し、市民の更なるごみ減量や分別・リサイクル意識の高揚を図るため、ごみ処理・再資源化施設の見学会を開催している。各家庭から日々排出しているごみの行方や廃食用油などの各拠点回収事業で回収している資源物の再資源化の過程を見学することで、ごみ問題を身近に考え、ごみ減量を通じて現在のライフスタイルを見直す契機とするものである。

さらに、ごみ処理や再資源化の過程を見学してもらうための移動手段を確保することで、市民に気軽に参加してもらえる見学会としている。

事業開始	平成20年11月
ツアー開催件数	22件（平成20年度実績）

(14) 環境体験学習プログラム

持続可能な「低炭素社会」、「循環型社会」へと転換させることは、21世紀に生きる人々の使命であり、そのためには「京都市循環型社会推進基本計画」に基づく上流対策である環境学習機会の拡大を図ることは不可欠である。

そこで、将来を担う小学生を中心に、身近な環境問題に意欲的に関わり、問題意識を持ち、考え、判断し、豊かな感受性を育成し、より良い環境づくりや地域の環境保全に配慮した行動を導くため、平成20年度に環境教育DVDを作成した。

今後、本教材を用い、学校現場において、環境体験学習プログラム事業を実施していく。

(15) 京(みやこ)のごみ減量事典

発生抑制、再使用といった上流対策を促進し、支援するため、ごみ減量・リサイクルに関する多彩な情報を網羅した総合環境情報誌「京(みやこ)のごみ減量事典(保存版)」を作成し、平成18年度に全戸配布した。

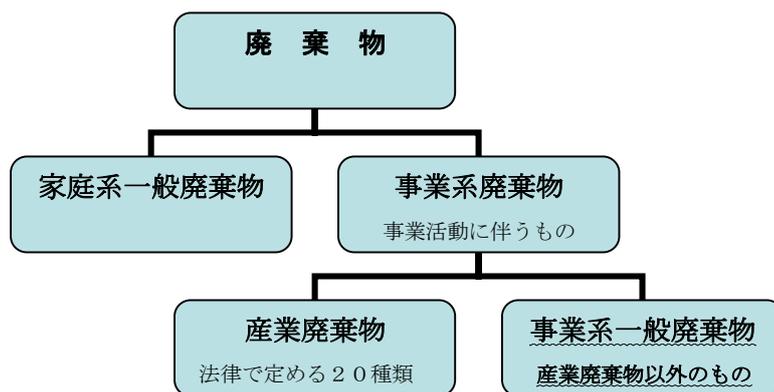
平成20年度は、資源ごみの正しい出し方をより分かりやすく、詳細に掲載した「京(みやこ)のごみ減量大作戦(保存版)」を、市民しんぶんの折り込みタブロイド版として作成し、配布した。

5 事業系ごみ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物の種類や排出事業者の業種により分類される産業廃棄物以外のものであり、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

排出事業者は、可能な限りリサイクルを行うほか、市の処理施設へ自ら搬入するか、又は市長から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する必要がある。

【廃棄物の種類】



(1) 事業系ごみ排出事業者への普及啓発

排出事業者への普及啓発としては、ごみの減量方法やリサイクルの方法を紹介した啓発冊子等の配布や、研修会等の開催を行うとともに、大規模事業所に対しては、ごみの減量計画書の提出を義務付け、立入調査を行っている。

また、搬入手数料の引き上げに伴い、排出事業者に対する周知や、適正な料金負担の普及啓発活動として、啓発パンフレット等の配布や、各種団体への研修会等の開催を行っている。

(2) 事業用大規模建築物の所有者への減量指導

平成6年から、事業の用に供する延床面積が一棟で3,000㎡以上の事業系大規模建築物の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び毎年「事業系廃棄物減量計画書」の提出を求め、事業系廃棄物の減量及び適正処理等の指導を行っている。平成19年4月からは、対象をその延床面積が1,000㎡以上の建築物に拡大している。

対象件数：2,188件(平成21年10月1日現在)

(3) 一般廃棄物処理業の許可

他人が排出した一般廃棄物の処理を受託して業として行うには、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可が必要であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を行っている。

許可を与えた一般廃棄物処理業者に対しては、法令で定める一般廃棄物処理基準等の遵守状況を確認し、一般廃棄物の適正処理の確保のため、適宜指導を行っている。

また、クリーンセンターでの搬入物検査を随時実施し、古紙や缶・びん等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物といった不適物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行っている。

【一般廃棄物処理業者数】

区 分	収集運搬業		処分業
	事業系ごみ	その他限定(※)	
業者数	84	77	5

※ その他限定許可の内容

- ・魚あら 7業者
- ・ちゅうかい 2業者
- ・実験動物の死体等 2業者
- ・木くず 33業者
- ・食品廃棄物 33業者

(4) 許可業者搬入手数料の改定に伴う普及啓発

一般廃棄物収集運搬業許可業者が、排出事業者から収集したごみを本市クリーンセンターへ搬入する際の処理手数料については、従来から減額措置を行っていたが、事業系ごみの減量・リサイクルの促進等の観点から、平成17年度末をもってこの減額措置を廃止した。

激変緩和のための据え置き期間2年間を経て、平成20年4月から段階的に引き上げを行っている。

【業者収集ごみ処理手数料（許可業者搬入手数料）】

年 度	単 位	手数料(円)
平成18年度	100kg までごと	500
平成19年度		500
平成20年度		650
平成21年度		650
平成22年度		650
平成23年度		800
平成24年度		800
平成25年度		800
平成26年度		1,000